

平成25年 6 月 7 日開会

平成25年 6 月 7 日閉会

平成 25 年 三 宅 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成 2 5 年 6 月 三宅町議会第 2 回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月7日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	6
町長あいさつ	6
開会の宣告	6
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第 5 1 号～議案第 6 2 号、承認第 1 0 号、報告第 1 号～報告第 3 号	
の上程、説明、質疑、討論、採決	7
同意第 3 号の上程、説明、質疑、採決	15
一般質問	15
廣 瀬 規矩次 君	16
渡 辺 哲 久 君	19
松 田 睦 男 君	26
植 村 ケイ子 君	29
追加議案の上程	32
議案第 6 3 号及び 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
閉会中の継続審査について	34
町長あいさつ	34
閉会の宣告	35
署名議員	37

三宅町告示第107号

平成25年6月三宅町議会第2回定例会を
次のとおり招集する

平成25年5月30日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- 1. 招集日時 平成25年6月7日 金曜日
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成25年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

平成25年6月 7日金曜日
平成25年6月 7日金曜日
1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月7日金曜日	午後10時00分	定例会開会

平成25年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成25年6月7日金曜日午前9時57分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡 辺 哲 久	植 村 ケイ子	川 口 靖 夫
中 尾 正 巳	廣 瀬 規矩次	馬 場 武 信
松 田 睦 男	池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀
梅 本 勝 久		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	中 村 吉代茂
教 育 長	松 並 宣 也	教 育 委 員 長	岡 本 真寿美
未来創造部長	東 浦 一 人	総 務 部 長	中 川 章
土木環境部長	岡 本 豊 彦	くらし創造部長	松 本 幹 彦
会 計 管 理 者	向 井 理 人	幼 児 園 長	吉 井 五十鈴
教育委員会次長	吉 田 明 宏		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土 江 義 仁	モニター室係	森 本 典 秀
モニター室係	村 上 菜 保		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	廣 瀬 規矩次	7 番 議 員	松 田 睦 男
---------	---------	---------	---------

平成25年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成25年6月 7日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第51号 平成25年度三宅町一般会計第2回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第52号 平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について |
| 日程第5 | 議案第53号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第54号 三宅町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第55号 三宅町企業立地促進条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第56号 三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第57号 三宅町ラブホテル建築等の規制に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第58号 三宅町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第59号 山辺広域行政事務組合の解散について |
| 日程第12 | 議案第60号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第13 | 議案第61号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の継承について |
| 日程第14 | 議案第62号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて |
| 日程第15 | 承認第10号 (専決処分事項報告) 平成25年度三宅町一般会計第1回補正予算について |
| 日程第16 | 報告第1号 平成24年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第17 | 報告第2号 平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第18 | 報告第3号 平成24年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第19 | 同意第3号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第20 | 一般質問について |

◎議長あいさつ

○議長（馬場武信君） 定刻より少し早いですが会議を開きます。

本日平成25年6月三宅町議会第2回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中のご出席賜り、心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成25年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを初めとする議案12件、承認案件1件、報告3件、同意案件1件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議賜りますようお願いし、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（馬場武信君） 開会に先立ち、志野町長よりあいさつを受けます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成25年6月三宅町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席をいただき大変ありがとうございます。また、平素は町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成25年度三宅町一般会計第2回補正予算案をあわせ補正予算案2件、条例の制定案並びに改正案合わせて6件、組合の解散並びに設立に関する案4件、専決処分報告1件、予算繰越明許費繰越計算書の報告3件、同意案1件の計17件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議を願うわけではありますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（馬場武信君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成25年6月三宅町議会第2回定例会を成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議に入ります。

(午前9時59分)

◎議事日程の報告

○議長（馬場武信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておるとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場武信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、廣瀬規矩次君及び7番議員、松田睦男君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（馬場武信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の1日間とすることに決定いたしました。

これより議事に入ります。

◎議案第51号～議案第62号、承認第10号、報告第1号～報告第3号の上程、
説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場武信君） お諮りいたします。

日程第3、議案第51号 平成25年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第19、同意第3号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りいたします。

日程第3、議案第51号 平成25年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第18、報告第3号 平成24年度三宅町水道事業会計繰越計算書の報告についてまでの議案12件、承認1件、報告3件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明申し上げます。

それでは、議案第51号 平成25年度三宅町一般会計第2回補正予算案についてからご説明を申し上げます。

まず、歳出における人件費について、職員の人事異動等による人件費の予算調整を行っており、今回の人件費の補正額全体といたしましては562万5,000円の増額であり、各歳出科目での増減が多岐にわたっておりますので、説明については省略させていただきますが、今回の増額の要因は人事異動による他会計との予算調整に伴うものであり、他会計でもご説明いたしますが、他会計の人件費補正において減額補正が生じていることをここでご報告申し上げさせていただきます。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費の賃金並びに役務費の165万9,000円の増額補正については、議会事務局パート職員の賃金等の増額補正を行っております。

款2 総務費、項1 総務管理費、目6 諸費の負担金補助及び交付金については、一般コミュニティ補助事業として、伴堂東2丁目、但馬、東屏風の3自治会により、自治会運営を行う際に必要となる備品等の購入について、25年度事業として、財団法人自治総合センター事業の採択を受けたことから、さきの3自治会へ事業補助金として交付を行うべく460万円の増額を行ったものであります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 老人福祉費の賃金の226万円の減額、報償費で20万円の増額、需用費で24万1,000円の増額、役務費で21万1,000円の減額、委託料の23万円の増額補正については、産休代替職員賃金等の人件費への予算組み替え並びに長寿社会づくりソフト事業交付金として、認知症対策の推進のため健康づくり推進事業を行うための経費として補正予算を行ったところであり、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の需用費11万円の減額並びに備品購入費の36万2,000円の減額は、次世代育成支援事業から奈良県安心こども基金特別対策事業への変更に伴い補助対象経費の見直しを行ったものであります。

款7 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費の需用費、使用料及び賃貸料合わせ3万円の増額については、三宅町観光業務促進事業として新たな観光パンフレットの作成による古図のネガ賃借料等に伴うものであります。

款8 土木費、項3 都市計画費、目4 下水道費の繰出金の605万7,000円の減額は、下水道事業会計への繰出金の減額によるものであります。

款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費では、奈良県防災行政無線端末機器が地域

活性課執務室に設置されておりますが、4月の機構改革により防災業務がまちづくり推進課の事務分掌になったことから、他の場所への移動を行うこととし、現在2台のラックを使用しているものを1台に集約させスペースの確保を図るための移設委託料として33万6,000円の増額を行ったところであり、備品購入費の294万円の減額並びに目4消防施設費の備品購入費の37万4,000円の減額は、当初予算においてコミュニティ助成事業として災害時の炊き出し用の釜及び消防用のホース等を合わせ441万7,000円の予算計上を行い、財団法人自治総合センターに申請を行っていましたが、このたび当事業について不採択の決定がありましたので、減額補正を行うとともに消防用のホース等については、火災時にどうしても必要となることから、消防用ホース等の購入費の予算調整を行い補正予算を行ったところであります。

款14予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため346万6,000円の減額を行ったものであります。

次に、歳入につきましては、款13国庫支出金の民生負担金においては、次世代育成支援事業から奈良県安心こども基金特別対策事業への変更に伴い655万2,000円の減額を行い、児童福祉補助金については、児童虐待DV対策等総合支援補助金として8万円の増額補正を図っております。

款14県支出金の民生補助金では、奈良県安心こども基金特別対策事業補助金として132万6,000円の増額補正を行っております。

款19諸収入では、事務分掌の変更による白地図等の売りさばき収入の組み替え予算並びに長寿社会づくりソフト事業交付金として70万5,000円の増額及び一般コミュニティ助成事業として160万円の増額を合わせ228万7,000円の増額補正を図っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額からおのおの285万9,000円を減額し、予算総額を32億4,214万1,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第52号 平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算案については、歳入において一般会計よりの繰入金の減額として605万7,000円の減額補正を行い、歳出についても人事異動に伴う人件費の605万7,000円の減額補正を行ったものであります。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額からおのおの605万7,000円を減額し、予算総額を3億5,734万3,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第53号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定案については、地方税法等の一部改正に伴い、寄附金控除の対象法人を条例で指定することになったことから所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金控除のうち、県条例の見直しに合わせ町内に所在する社会福祉法人を寄附金税額控除の対象とすることとし、延滞金等の割合の規定変更

については、平成26年1月1日より延滞金の割合を、1カ月を超える期間は特例基準割合プラス7.3%、1カ月以内は特例基準割合プラス1%となり、消費税の引き上げに伴う個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充においては、所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除し切れなくなった額を次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することとし、平成25年12月までに入居の場合は所得税の課税所得金額等の5%（最高9万7,500円）、平成26年1月から3月までに居住の場合は所得税の課税所得金額等の5%（最高9万7,500円）、平成26年4月から29年12月までに居住の場合は所得税の課税所得金額等の7%（最高13万6,500円）となる改正内容が今回の主な改正内容であり、他の改正部分についても地方税法の一部改正に沿った内容であり、おのおのの施行日に合わせた条例の一部改正を行うべく提出をいたしました。

議案第54号 三宅町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定案については、地区計画は、それぞれの地区の町並みや特性に合うように道路や公園などを配置、建築物の用途や形など細かなルールを住民の皆さんの意見を取り入れながら定める都市計画制度で、良好な住環境の維持・保全のために用いられています。三宅町においても、三宅町都市計画マスタープラン策定に伴い、今後このような制度を用いて計画策定や計画提案されることも考えられますので、新たに条例の制定が必要となることから提出をいたしております。

議案第55号 三宅町企業立地促進条例の制定案、議案第56号 三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定案、議案第57号 三宅町ラブホテルの建築等の規制に関する条例の制定案までの3件については、奈良県においても企業立地を推進しており、県内39市町村及び関係団体により企業立地基本計画を策定し、平成25年4月1日に国からの同意を得たところであります。これは、基幹道路沿線のすぐれた立地環境を生かし、再生エネルギー・環境分野や高度ものづくり産業を中心とした立地促進等を図ることを計画のポイントとして産業集積を図るものであり、三宅町においても都市計画マスタープランにありますように、ニュー屯倉地区の市街地整備を計画的かつ一体的に図っていくに当たり、企業立地促進に伴う条例を制定することとし、議案第56号 三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定案については、企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、地方税法第6条第1項の規定によって該当施設の用に供する家屋及び構築物、事務所等に係るものを除き、その敷地である土地に賦課される固定資産税について課税されるべき初年度から3年度分に限り免除とする税制優遇措置を定めるものであり、議案

第57号 三宅町ラブホテル建築等の規制に関する条例の制定案については、基幹道路沿線の開通等に伴い、建築等の規制に必要と考えられますので、さきの2件をあわせた新たな条例の制定が必要となることから、本3件の条例の制定を行うべく提出をいたしております。

議案第58号 三宅町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定案については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う改正であり、最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民からの委託を受けて当該事務所の使用等の差し止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化する等の必要性があり、本条例の一部改正を行うべく提出いたしております。

議案第59号 山辺広域行政事務組合の解散案、議案第60号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分案、議案第61号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の継承案、議案第62号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めること案の4件については、消防の広域化により、地震・台風等の大規模化する災害、高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応し、また総務・通信指令部門の一元化・スリム化により、現場部門への人員配置を手厚くし、消防の現場力を高めるとともに、消防組織全体の合理化を図ることを目的とし、平成21年4月より協議されてまいりました。そして、平成24年12月に基本合意がなされた中で、奈良県広域消防組合の設立に伴い、山辺広域行政事務組合の解散に関する議決及び財産処分と事務の継承における3議案を提出いたします。

また、新たに奈良県広域消防組合の設立に関する議決議案につきましても、規約の承認及び消防事務を処理する一部事務組合を設立することについて、構成市町村と協議の上、定めようとする議案を提出いたしております。

承認第10号 (専決処分事項報告) 平成25年度三宅町一般会計第1回補正予算については、現在、流行している風疹の拡大防止及び先天性風疹症候群の発生を防止するための予防接種費用として補正予算を行う必要が生じたため、特に緊急を要し議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出いたしております。

続きまして、報告第1号 平成24年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、農業基盤整備事業、社会資本整備総合交付金事業の道路事業並びに公園事業、三宅2号線道路改良事業、道路維持管理事業の確定並びに財源内訳について、地

方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものであり、報告第2号 平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告は、流域下水道整備事業の確定並びに財源内訳について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものであり、平成24年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、上水道管移設事業の繰越額の確定並びに財源内訳について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告を行うものであります。

以上が、今定例議会に提出いたしました補正予算案2件、条例の制定案並びに改正案合わせて6件、組合の解散並びに設立に関する案4件、専決処分報告1件、予算繰越明許費繰越計算書の報告3件の計16件の概要説明でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第3、議案第51号 平成25年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第15、承認第10号（専決処分事項報告）平成25年度三宅町一般会計第1回補正予算についてまでの13件に対する総括質疑の提出がありませんでしたので、質疑は割愛します。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第51号 平成25年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程4、議案第52号 平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第53号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第6、議案第54号 三宅町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定についてより、日程第8、議案第56号 三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてまでの3件を一括採決いたします。

本3件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第9、議案第57号 三宅町ラブホテル建築等の規制に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第10、議案第58号 三宅町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第11、議案第59号 山辺広域行政事務組合の解散についてより、日程第13、議案

第61号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の継承についてまでの3件を一括採決いたします。

本3件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第14、議案第62号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第15、承認第10号 (専決処分事項報告) 平成25年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第16、報告第1号 平成24年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第17、報告第2号 平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第18、報告第3号 平成24年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの3件は、地方自治法施行令第146条第2項並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告いたします。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(馬場武信君) お諮りします。

日程第19、同意第3号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、志野町長に説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第3号の三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員1名の任期が6月30日をもって任意満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所、____、氏名、長井良暢、生年月日、____生まれであり、再任でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（馬場武信君） 続いて、日程第20、一般質問についてを議題といたします。

一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（馬場武信君） 5番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

はい、廣瀬規矩次君。

○5番（廣瀬規矩次君） 議長の承諾を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、町道3号線の踏切拡幅整備についてでございますが、その前に一言感謝を申し上げたいと思います。これは、この議場でも私が一般質問をいたしましたし、そしてまた五カ大字並びにPTAの会長さんの連名でもって、町道2号線のいわゆる万

葉歌碑から県道までの学童歩道の整備について要望書も提出をいたしましたけれども、やっと日の目を見ることができまして、今、工事を遂行していただいております。完成は今大体床打ちが終わって6月ぐらいに完成の予定でございますが、完成いたしましたら、学童の皆さんやあるいは父兄の皆さんから感謝をしていただき、喜んでいただけるものと私は確信をいたしております。志野町長並びに尽力をいただきました町職員の関係各位の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

引き続き、またこの道路の話でございますが、以前にこの件については一般質問をいたしました内容でございますが、この3号線の踏切整備の進捗状況がまだ見えてきません。森田町政の際、諸般の事情から見送られてきました。

事業執行においては幾つかのクリアしなければならない事柄もありますが、三宅町の都市計画マスタープランにも「町の西部を南北に貫通する幹線道路がなく町内の幹線道路がネットワーク化されていないのが現状です」とあります。現在では、警察の道路交通取り締まりの格好の場所となっています。今まで投資をした結果において非常に残念な終着であります。当初、予測された町の利便性が全く生かされていません。重要なものから緩急順序をつけて進めるという三宅町政の指針からしても重要な事業の案件であります。

私は、この件については推進派の1人でございますが、いつまでもこの先送りについては何事もいい結果は生まれません。マスタープランの遂行からしても、今後の方向性をお示しいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） はい、ご苦労さまです。

答弁を求めます。どなたか。

中村副町長。

○副町長（中村吉代茂君） ただいまの廣瀬議員の町道3号線の踏切拡幅整備に関する質問についてご回答させていただきます。

町道3号線の踏切拡幅整備につきましては、平成23年6月定例議会の廣瀬議員の一般質問に対して回答いたしましたとおり、今後財政状況をよく勘案し、施工に向けて取り組んでいくという方針に変わりはありません。

インフラ整備については、町道3号線踏切拡幅の整備だけではなく、石見駅の周辺整備等都市計画マスタープランに沿った大きなプロジェクトを推進していく一方、自治会を初めとする各種団体等からの多くの事業要望もあり、全ての事業を行うには財源の制約があることはご承知いただいているところであります。

したがって、財源の確保を図ることが事業を推進していくためにはもっとも重要な事項の一つでありまして、大型プロジェクトも含め今後大きな事業費が見込まれることから、先ほども申しましたとおり、長期的な視点に立って財政状況をよく勘案して、今後とも優先順位をつけながら事業を推進していく必要があると考えております。

したがって、財源確保、それから自治会の協力、議会の同意、近鉄との交渉など、順を追ってさまざまな問題を一つ一つ解決した後に施行するという、いわゆる環境が整わなければ事業着手できないということをご理解いただいているところであろうと思いますが、粘り強く事業を行っていくという姿勢については、今後とも方向性に変わらないことを申し上げご回答といたします。

遂行には幾つかの問題点があるということも承知をいたしております。今、副町長が幾つか申されましたけれども、予算の確保、あるいは近隣住民の理解を得る、あるいは近鉄との折衝、あるいは議会の議決を得ると。これらの内容についてクリアしなければならないことは、私も十分に承知をいたしておりますが、事業の執行は議会の議決が必

要であり、私はこの推進論者でございますから、他の議員にも働きかけて合意が得られるように私は尽力をいたしたいと、このように思います。ただ、事業の重要性や緩急順序からしても、私は十分に喫緊の重要な課題であると、このように私は思っておりますけれども、町長はどのようなご見解をされておられるでしょうか。

○議長（馬場武信君） 志野町長、どうぞ。

○町長（志野孝光君） 廣瀬議員おっしゃられるように、非常に重要な課題であるのは、以前から私も認識をしているところでございます。指示をしたという回答も今先ほど副町長のほうからお聞きいただいておりますが、その中で25年度本当に残念なことに先ほど申し上げましたように、地方特定道路整備事業、これの補助金がなくなったという報告がございまして、現在これにかわる事業がないものか検討しながら、またなければ当然私もまた国の方に陳情に上がり、新しいそういう補助を設けてもらえないかというような活動にも移行したいと考えております。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（馬場武信君） どうぞ。

○5番（廣瀬規矩次君） 町長今答弁されましたように、私もこれは私の議員生活の中で重要な案件であると思っております。町のそういう施策に対して私は絶大なる協力をさせていただこうと思っておりますが、今後ともにどうぞよろしく願いを申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（馬場武信君） 廣瀬規矩次議員の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（馬場武信君） 続きまして、1番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

はい、渡辺君。

○1番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

まず、1番目の質問です。京奈和道路三宅インター開設をきっかけとした町づくりの構想についてお伺いします。

質問事項、京奈和自動車三宅インター周辺整備について、町としてどんな方向性で検討されているのかお聞かせください。

質問の理由です。京奈和道路の三宅インターの開設が予定され、京奈和道の側道として延伸される国道24号線バイパスの整備もあわせて行われる計画です。その先には京奈和道路と大和中央道を三宅インターで結ぶ大和郡山川西三宅線の整備も見込まれていま

す。このチャンスをどう生かすのか、町づくりは転機に差しかかっています。

3月の予算委員会における今年度予算の説明で、これからの三宅町の町づくりの課題として、京奈和自動車道三宅インター開設にかかわる周辺整備と石見駅周辺整備を柱とすることが示されています。このうち、石見駅周辺整備については、今年度予算で近鉄石見駅周辺整備構想策定事業委託料として834万7,000円が計上されています。

そこで、もう一方の三宅町インター周辺整備についてお尋ねします。

昨年5月に公表された都市計画マスタープランは、主な課題の3番目として京奈和道路整備促進とIC周辺における適正な土地利用を掲げ、次のように述べています。「本町の交通利便性が飛躍的に高まることから、運輸倉庫や工場あるいは住宅地など、これらの利便性を活用できる土地利用誘導方策の検討や無秩序な土地利用に対する規制方策について検討を進めることが必要になっています。」

三宅インター予定地周辺は、天理市、川西町、三宅町の住宅に囲まれた一角で、それほど広大な敷地があるわけではありません。現在は、その全てが市街化調整区域で、開発が制限されています。マスタープランは、運輸倉庫や工場あるいは住宅地などといういろいろ挙げていますが、実際にはそれほど選択肢は多くありません。

三宅町のよさは、華やかではないにしても歴史があり、古くからの町と1970年代に開発された団地と田んぼや畑がコンパクトにまとまり、静かな町並みであること、小学校校区が一つの町であることで住民と行政の距離が近く、機動的な施策がやりやすいことだと思います。このよさを生かす町づくりでなければなりません。

三宅町インター周辺整備について、町としてはどんな課題を考えているのか、事業をどんなペースで進めていくか、検討されていることがあればお聞かせください。

質問の2つ目です。今後の教育と子育て支援策について。

質問事項、三宅町第3次基本構想は、少子高齢化による人口減少の抑制を課題として掲げていますが、三宅インター開設という若い世代を引き込むチャンスを生かすためには、教育・子育て支援の充実が重要です。今後の課題、また何か計画があればお聞かせください。

質問の理由です。1番目の質問に関連した質問です。

第3次基本構想策定に当たっての住民アンケートでは、教育や福祉については住民満足度が高い結果が出ています。三宅小学校では、障害がある子もない子も同じ教室と一緒に学び、学年を超えて子供たち主体の学校づくりが積み重ねられています。学童保育には全校生徒の3分の1近くが登録し、障害児も多く通っています。それを支えるために障害児支援の加配スタッフを4名配置しています。

また、乳幼児の保健福祉に始まって幼稚園での受け入れ、幼稚園に出来ない幼児のための教室と支援センター、障害児支援の療育教室など、小さいころからの支援の仕組みを機能させています。

昨年夏に三宅町に住民登録していた幼児が虐待で命を奪われるという、つらい出来事がありました。シビアなケースにどこまで手が届いているかという点では、まだまだ課題があります。

しかし一方で、三宅町の教育と子育て支援にはすぐれた点がたくさんあります。残念ながらこのことは、三宅町民にとっては当たり前、また三宅町外では余り知られていません。

若い世代を引き込むために、教育と子育て支援をさらに充実していくこと、それを三宅町の魅力として発信していくことが必要だと思います。

今後の課題や計画として検討されていることがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（馬場武信君） 答弁。志野町長。

○町長（志野孝光君） 1番、渡辺議員の京奈和自動車道三宅インターをきっかけとした町づくりの構想についてご回答を申し上げます。

平成24年5月31日に三宅町都市計画審議会より、三宅町都市計画マスタープランの答申があり、京奈和自動車道（仮称）三宅インターチェンジを中間に置き、都市計画道路大和郡山川西三宅線及び国道24号バイパス線の整備とあわせて、新たな産業機能の立地誘導を図り、活気を生み出すニュー屯倉地区を形成し、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図ることとなっております。

また、「インターチェンジの整備にあわせ計画的かつ積極的に製造・流通機能等の誘導を図ります。」と整備方針をお示しております。

ご質問にありました課題や進行計画につきましては、本議会において、三宅町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定についてや三宅町企業立地促進条例の制定について、また三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について及び三宅町ラブホテルの建築等の規制に関する条例の制定についての4議案を上程し、法整備を進めながら、今後、幹線道路の整備にあわせた計画を検討していきます。

渡辺議員ご指摘のとおり、市街化調整区域での企業立地については、開発の規制などの課題がございます。町といたしましては、インターチェンジ周辺等への立地及び工業系ゾーンに位置づけられた区域への立地等の市街化調整区域での規制緩和など、いろいろな方向から検討を重ね、企業立地を含め周辺整備を進めるべく検討いたしております。

ので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以降の質問に対しましては、副町長、そして教育長が回答を申し上げます。

○議長（馬場武信君） それでは、どちら、まず。

中村副町長。

○副町長（中村吉代茂君） 渡辺議員の今後の教育と子育て支援策についてお答えいたします。

ご質問中にございました教育・子育て支援の充実についてでございますが、第3次基本構想においては、「三宅町の未来を担う子供をのびのび育む町づくり」を目指し、子育て支援の充実、就学前教育の充実、学校教育の充実について、重点的な取り組みの方向性を示しております。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成21年度に策定した三宅町次世代育成支援行動計画の中でも、各関係機関と協力し、子供たちの健やかな成長を支え、また子育てを支えることを目的として、さまざまな支援策について計画し、現在取り組んでいるところでございます。

健康子ども部においては、妊娠期から乳幼児期までの支援策として各種健診、相談、子育て教室など、ライフサイクルや住民ニーズに応じた内容のものを実施しており、さらに幼稚園就園後においても、子供たちの健やかな健康を支援することを目的として園と連携を図り、保護者の相談等に応じ、専門機関との連携を図り、ニーズに応じた支援を行っております。

また、小学校就学後においても、ワークライフバランスの推進などが求められる中、学童保育において小学校6年生までを対象とし、障害児の受け入れも行い、支援に当たっております。

その状況下の中、ご質問の内容にありましたように、昨年夏には当町において支援していた幼児が児童虐待による死亡事例がございました。奈良県においても検証が行われた結果、幾つかの課題、提言が挙げられております。具体的な内容としては、母子保健における虐待予防・早期発見の充実、児童虐待の窓口となる要保護児童対策地域協議会事務局担当部門における専門性の向上及び充実、子育て支援体制の充実が挙げられております。

今年度、新たに児童福祉、母子福祉分野に関する部署として、子ども未来課が創設されましたので、これらの課題解決に向けて担当課において関係機関との連携体制を強化し、支援策の充実を図っていきたいと考えております。

国の動向といたしまして、子ども・子育て支援法並びに子ども・子育て関連3法案が

可決され、平成27年度の本格施行を目指し動き出しております。また、平成27年度の本格施行を目指し、住民ニーズの調査、計画策定、必要に応じた条例等の制定などの準備が必要となっております。そのため、計画策定においては住民ニーズを把握し、関係機関と調整を図りながら、三宅町の特性を生かした子育て支援策について検討していきたいと考えております。

幼稚園では、ハード面において幼稚園コース耐震補強大規模改修工事や今回6月議会で上程いたしております保育所コース大規模改修工事を初め、中庭などの芝生化、県推進の花いっぱい運動に取り組んでいます。また、3年前からクリーンデーを設け、朝1回早朝より職員の自主参加で園内園周辺の除草作業、溝掃除などを行っております。こうした環境整備に力を注ぐことは園のイメージアップとなり、若い親世代の定住にもつながる重要な課題であると認識しております。

また、働き方の多様化や核家族化など、若い親世代の今日的なニーズに対応するため、今年度より保育所コースの早朝保育を7時15分から開始しております。そして、まだ預かり保育事業も実施していない幼稚園がある中で、三宅町ではいち早く実施しており、その上幼稚園の幼保一体という特色を生かして、幼稚園コース保護者の就労支援として、幼稚園の保育終了後から保育所コースの一時保育事業を利用できるように配慮してきました。近年は、未就園児のご家庭が入園する前段階として、園になれるために一時保育事業を利用するケースがふえてきております。

また、議員もご存じの療育教室わんぱくキッズでは、発達に課題を持つ園児の発達支援として早期教育に取り組んできました。心理判定員による発達検査や保護者相談も随時行っております。これらの取り組みは県内でも充実した取り組みであると評価を受けてきました。保護者の不安を理解し、寄り添い、ともに考えていくことで、小学校へ滑らかに接続していくための一助になるように、今後も研修や協議を重ねていかなければならないと考えます。議員ご指摘の虐待防止については、幼稚園においても重要課題として、各クラスの子供の姿や様子を日々見守りながら、気になる園児や家庭がないか、気になる園児については常に報告及び協議を行いながら、担当課に随時報告するように努め連携を図っております。

今後の課題といたしましては、防止の取り組みに加えて、予防する取り組みがより必要であると考えております。虐待は特別な親が引き起こすことではなく、誰にでも起こしてしまう危険性があると捉え、まずは虐待に結びつく前に予防していく取り組みを幼稚園として考えていく必要があります。そのためには、子育て不安を1人で抱え込ませないことが重要であると考え、未就園児保護者対象には子育て支援センターの事業と一

時保育事業をより充実させていくこと、在園児保護者には親同士が交流できる機会や行事等を予防・防止の目的を持って意識的に計画し、その実施に努めます。また、子育て不安に対する悩みなど、もっと気軽に相談していただけるように園からの情報発信の充実に努めたいと考えております。

続いて、教育関係につきましては、教育長から答弁をいたします。

私からは以上でございます。

○教育長（松並宣也君）　続きまして、学校教育の充実でございます。

地域に開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員を設置するとともに、臨床心理学を専攻する学生を子供と親の相談員として配置し、心身の不安定な状況による不登校傾向の児童を初め、対人関係がうまくとれないなどの精神的未熟さの目立つ児童及びその保護者が、悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう環境を整えているところでございます。

こういった取り組みを通しまして、子供と親の相談員が学校生活において児童との信頼関係を築き上げ、児童の内面を探り出すことで、不登校傾向の早期発見並びに未然防止を目指して、子供の心のケアに取り組んでおります。

一方、発達障害を含む障害のある児童に対しましては、特別支援教育支援員を配置し、食事、排せつ、教室指導の補助及び介助、そして学習障害の児童に対する学習支援や注意欠陥・多動性障害の児童に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行っております。

校内組織として特別支援教室推進委員会を設置し、特別支援学級に在籍する児童には、児童全体にかかわる支援体制をつくり、個々の児童に応じた指導計画を作成し、他の児童とのつながりを大切にしながら、活動や学習を進めております。

また、規範意識や社会性、学習意欲や体力の向上が、子供たちを取り巻く教育課題であります。その解決を図るために、子供たちの豊かな育ちや社会的なきずな、地域への帰属意識を醸成することが喫緊の課題であり、保護者、地域が学校運営に参画して一体となった取り組みを行い、学校、保護者、地域が協働することにより、地域とともにある学校づくりを図っております。

現在、地域の人たちによる学習支援活動として行われております校内探検授業の引率、家庭科授業での裁縫実習の補助、プール授業の監視補助、全校児童で体力・健康づくりを行う早朝スポーツなどの授業補助、野外体験における支援、図書の貸し出しや整理、通学路における登下校時の見守りといった小学校でのさまざまな取り組みは、奈良県内におきましても充実したものであり、これらの活動を通して地域とともにある学校づく

りを推進し、教育課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

社会教育の分野では、小学生親子を対象とした子育て親子体験学習講座を開設し、夏休みや冬休みに親子で楽しみながら学べるように、工作教室、しめ縄づくり、星座観察等を行っております。

今後は、将来を担う子供たちを健全に育成していくために、子供の生きる力の育成と個性を生かし想像力を伸ばす教育を推進し、人権や環境、安全など、今日的課題に対応した魅力ある教育を体験的・実践的に進めるため、家庭と地域の連携を図り、学校支援体制を拡充するとともに、地域を愛し、誇りと夢を育む教育を推進することに重点を置くことで、若年層の定住促進につなげていくことが大切であると考えております。

以上で、渡辺議員の一般質問のご回答とさせていただきます。

○議長（馬場武信君） 渡辺議員、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○1番（渡辺哲久君） ご回答ありがとうございます。

三宅インターの件について、再質問1件です。

1つは、石見駅周辺整備事業の委託事業の中には三宅町のインターの今後の構想についての検討課題は委託の対象にはなっていないのか、いるのか、その点。これ事実の確認として、その点が1つです。

もう一つ、町としていろんな可能性を探りながらということで、こうやると決め打ちして進めるという形には多分ならないと思うんですが、手順として、町としてはこんな構想で進めていきたいというプランを固めて、地区計画の先ほど出された条例案、計画案に対する住民の意見、公示と住民の意見を得て最終的に決定して進めていくという、そういう手順であるというふうに受け取っていいでしょうか。間違いがあれば正してください。

あと、あわせてもう一つ。これは要望なんですけれども、質問ではなくて要望です。

2番目の質問の関係で、昨年度の虐待が起きた後にやっぱり危険を予知してその場で動けるような専属の体制が弱かったというところは反省しようという、みんなで全体で確認をして、町長のほうからも保健師を充実して、目の前の仕事に追われて、危険を感じながら手を出せないというようなことはもう二度と避けたいということで、今年度からそういう体制に動いていると思います。子ども未来課ということで課の改組もなっていますが、大切なことは担当員が1人ふえてその人が頑張るということではなく、課全体がその人が窓口だけでも、その人1人でやったらその人が潰れてしまう、みんなでやるという、そういう意識が共有できて初めてその担当の専門性も機動力も決断も生かせるということになっていくと思いますので、改めてその点はぜひ部内での意思共有や研

修の充実など、今後とも二度とああいうことが起きないように努力を続けていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと質問と要望と重なりましたが、以上です。

○議長（馬場武信君） 東浦部長。

○未来創造部長（東浦一人君） ただいま渡辺議員さんのほうからご質問ございました石見駅周辺開発整備の構想の中で、京奈和道路三宅インターの分についてはどのように考えているかということですが、石見駅前開発についてはあくまでも駅前開発の整備の分については構想するわけでございますが、かといってそれは単独で構想を練るということではございません。当然、隣接する三宅インターチェンジの分についても、何らかの形で検討していかなければならないと思うんですけれども、まだちょっとその構想に入る手前の段階で業者のプロポーザル等を行っていることですので、それは今、渡辺議員からお話あった分については念頭に置きながら構想について取り入れていきたいと思えます。

次に、地区計画をどのように張りつけていくのかというようなことだと思うんですけれども、ご存じのように京奈和道路（仮称）三宅インターチェンジの分について、そこで企業立地等も当然考えていく必要はございますが、その地域の分については第1種住宅地域が隣接いたしておりますので、いろいろ渡辺議員からもご指摘にありましたように制限等はございますので、その分を考えながら企業立地等も誘致しながら地区計画を張っていくという形になろうかなと思っております。その分は現在、県と調整とかしながら検討しているところですので、その辺企業立地を含みながら地区計画を張っていき、隣接する第1種住宅地域との、自治会との調整も今後必要になっていくんじゃないかなと考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（馬場武信君） いいですか。

これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（馬場武信君） 続きまして、7番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

はい、松田睦男君。

○7番（松田睦男君） それでは、一般質問2件ほどさせていただきます。

まず1件目でございますが、町の広報紙における記事についてということで、町の広報紙みやけナンバー456で、町長は「都市計画・町づくりについては、今年度は準備室の

開設をし、調整・資料作成に重きを置きましたが、新年度では職員数もふやし、いよいよ行動開始です。」と述べられております。既に具体的に行動に移されていることがありましたら教えていただきたいというふうに思います。

次に、同じくナンバー457では、2月の市町村サミットで荒井知事より県の東京事務所を活用して国への陳情をどんどん行ってくださいとお話があり、「よし、行ってこよう」とすぐに準備をし、知事の言葉があつて一番に三宅町が東京事務所を通じて陳情を行いましたとあります。国政への要望3件、三宅町の今後の取り組み2件の5つのお願いを行ってまいりましたとあります。よろしかったら具体的にこの5件の内容を示していただけたらありがたいと思っております。

次に、石見駅前の都市計画開発についてでございますが、これも町の広報紙みやけナンバー457号によれば、「今年度は都市計画、特に石見周辺やインターチェンジ周辺といった各地区の特色を生かした計画や活用をしっかりと形づくっていく年と考えています。」と町長は書かれております。

私の第39回のタウンミーティングでは、開発の工程表を示してほしい等の発言があり、特に雨の日の石見駅前の混雑ぶりは異常であります。行政側も机上の計算だけではなく現状を見て、早急に対策を立てていただきたいという意見が出ておりました。

これらの声は、検討するに値するかを思いますが、いかがでしょうか。また、駅前開発のプロジェクトチームを立ち上げ、地域の住民と一体となるチームをつくって、開発に臨むべきだと考えますが、いかがでしょうか。ご回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場武信君） ご苦労さまです。それでは答弁求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 7番、松田議員の1つ目、町の広報紙における記事についてご回答をいたします。

ご質問にございます具体的な行動に移されたことでございますが、平成25年度の機構改革において、未来創造部まちづくり推進課を設置し、その所管事務として都市計画に関することを初め、自治会、消防防災、防犯、企業立地等の町づくりを進めるための事務を所管し、人員につきましても前年度に比較し所管事務に応じて職員3名の増員を図ったところでございます。

また、新年度予算で近鉄石見駅周辺整備構想策定事業委託料といたしまして834万7,000円を計上し、議会承認もいただき事業を着手したところでございます。

次の（2）陳情の内容についての回答でございます。

5つの陳情内容のうち、国政への要望として3件ございます。

1点目といたしましては交付金事業の件でございます。

奈良県内においても、平野部と山間では地域性に大きな差があり、交付金事業において、本来その地域性に応じた自由な発想で実施できる内容であることや施設、橋梁等の長寿命化並びに耐震工事を行う際に、診断、設計、予算組み、施工まで最低数年の時間を要するため、複数年の継続事業として、こういった補助事業を継続していただきたいとの要望を行ってまいりました。

次に2点目、平成25年度の京奈和自動車道大和御所道路・大和区間の一部、一般部分が開通予定でございますが、予算配分等の問題で開通が先送りされないよう予定どおりの開通をお願いするとともに、取り付け道路並びにその周辺整備におきましても、財政の脆弱な町村が、より少ない負担でよりよい基盤整備ができるよう考慮願いたいとの要望を行ってまいりました。

3つ目でございます。リニア中央新幹線の奈良中間駅については、荒井知事の中南部振興への取り組みもある中、私の私案といたしまして、大和郡山市に設置されることを強く希望したものでございます。

また、さらに町への取り組みといたしまして2件陳情してまいりました。

町の玄関口である近鉄樫原線石見駅周辺整備の計画、事業化を進めていく中、今後、奈良県の市町村一まちづくり事業や国の社会資本整備総合交付金事業などを活用し、駅周辺整備へのご指導並びに京奈和自動車道（仮称）三宅インターチェンジ設置や京奈和自動車道と大和中央を結ぶ4車線道路のアクセス道路である都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備が進む中、町といたしまして（仮称）三宅インターチェンジにつながる大和中央道へのアクセス道路となる都市計画道路大和郡山川西三宅線の開通による町発展の機会を十分生かすためにも、さまざまな面においてご指導願いたいという陳情をしてまいりました。

以上がことし2月に陳情を行ってまいりました内容でございます。

全ての内容について、三宅町への支援拡大につながるものでございます。

2つ目の石見駅前の都市計画・開発についてご回答を申し上げます。

先ほど1番の町の広報紙における記事についてで回答いたしましたように、近鉄石見駅周辺整備構想策定事業を着手いたしました。現在事業計画策定のために業者選定をプロポーザル方式により進めているところでございます。

松田議員が質問の中でご指摘されておりますように、机上の計算だけで計画を進めていくのではなく、今後、石見駅周辺の現況調査並びにアンケート調査を初め、事業の進

展に合わせ説明会等を開催するなど、役場からの情報提供、また住民の皆様からのご意見をいただく場などを設けながら近鉄石見駅周辺整備構想の策定を行ってまいりたいと考えておりますので、議員におかれましては、ご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（馬場武信君） 松田議員、再質問は。

はい、松田議員。

○7番（松田睦男君） すばらしい回答内容でありありがとうございます。

私もタウンミーティングを開く場合、この三宅の広報紙を読んで「ああ、なるほど、町長よう頑張ってくれとんねんな」というふうには思っていましたんやけど、そこから一步進んで町長のところへ行って、町長これどういうことねんと、ちょっと具体的に教えてくれなはれということをして、そしてこのタウンミーティングを開いたら、そこで町長のそういう意見も私もこう回答できたんですけれども、ちょっと私のほうもそこまで知恵が回らんで、今後は勉強していきたいというふうに思っております。

今、国への3つ、そして三宅町への2つの件、大変重要なことだというふうに思っております。

それで、この町長の書かれています広報紙の一番後ろのページ、これ町の地域住民の方はきちっと読んで、そして熱心な方はファイルされて、そのファイルを持って私どものタウンミーティングに出てきて、そしていろいろ話をされています。非常にありがたいことだというふうに思っています。私自身ももう少し勉強させていただきます。できるだけ、特に石見駅周辺の開発については、ここにも書いていますわ。雨の日、これも大変な混雑なんです。それで、2号線を宮さんの後ろでも通ってくるときでも雨水がいっぱいで、通学路になっていますけど、余り雨の降るときは宮さんの前を通って、そして駅前に出てくるという、その小学生の現状もあるわけなんですわ。だから、そこらをぜひとも雨の降る日に、そして朝の出勤時あるいは帰り、そういうところを実際に見ていただいて、できるだけ早急にそういう手の届きやすいところから直していただくように切にお願いしておきたいというふうに思います。

今の回答を得ましたんで、今度の私の第40回目のタウンミーティングではそのことを地域の皆さん方に十分伝えてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（馬場武信君） 松田睦男君の一般質問を終わります。

○議長（馬場武信君）　続きまして、2番議員、植村ケイ子君の一般質問を許します。

はい、植村ケイ子君。

○2番（植村ケイ子君）　国民健康保険について質問します。

4月下旬のある会合で、出席されていた奥さんから町の国保保険料って高くないかという発言があり、周囲の奥さんからも「そうやな」「そうや」と声が上がりました。

国民健康保険については、本町では国民健康保険の奈良県広域化に備え、奈良県平均の保険税額水準に接近させるため、平成25年度から資産割の歩合引き下げ条例を3月議会で可決しました。それでも年金受給者である高齢者には負担感が大きく、保険税は高いという感覚になるのではないかと思います。健康保険は、国の制度に基づくものですが、本町事情だけで実際に割高な保険税になっている部分もあるのではないかと少し気になります。

質問1、国民健康保険特別会計の歳入歳出差引残高は約1億円となっています。その繰越額の使途はどのような計画ですか。3月の福祉文教委員会において、委員より収入減についての質問があり、約1,500万円程度と回答を得ました。今後もこの収入減が続くようであれば、基金の取り崩しと負担の増加が考えてられます。どのような対策をお考えですか。

質問2、高齢者や低所得者の保険税負担を軽減するために、三宅町では何らかの施策を施していますか。

質問1、2について説明を求めます。

○議長（馬場武信君）　それでは、植村ケイ子君の答弁を求めます。

はい、どうぞ、志野町長。

○町長（志野孝光君）　2番、植村議員の一般質問につきましては、くらし創造部長がご回答を申し上げます。

○議長（馬場武信君）　創造部長、松本君。

○くらし創造部長（松本幹彦君）　それでは、植村議員の国民健康保険についてのご質問に回答をいたします。

1つ目の繰越額の使途でございますが、平成24年度の繰越金1億589万6,948円のうち、基金積立金といたしまして7,144万円を積み立てております。残金につきましては、平成24年度中の保険給付費等を支払うための財源として使用しております。

次に、収入減についての対策はとのご質問でございますが、国民健康保険の奈良県広域化時に資産割の廃止が決定されており、先般議会のご同意を得て、資産割の引き下げを行ったところでございます。従来、三宅町は応能負担率（所得割、資産割）でござい

ますが、応益負担率（均等割、世帯均等割）よりも高い状態で、今回は応能負担分の引き下げを行いました。行く行くは国民健康保険法施行令において定められている応能分50%公益分50%に保険料を整えていく必要がございます。今後の対応についてでございますが、平成25年度の収支状況を鑑みて総合的に検討してまいります。

2つ目の高齢者や低所得者の負担軽減につきましては、三宅町独自の施策ではございませんが、年齢55歳以上の方の公的年金に係る所得については、雑所得からの公的年金控除となり、例えば年金額200万円の場合でございますが、120万円控除されて所得額は80万円と計算されますが、給与所得からの場合では78万円しか控除されず122万円の所得となってしまいますので、公的年金受給者の方には有利な算定方法となっております。また、低所得者の方に関しましては、所得が一定金額以下であれば、応益負担割である被保険者均等割額及び世帯平等割額が7割、5割、2割軽減される制度もあり、この軽減の判定の際にも65歳以上の公的年金受給者の方については、所得額より15万円を特別に控除して判定されることとなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（馬場武信君） 再質問ありますか。

はい、植村議員。

○2番（植村ケイ子君） 収入減のところで1,500万円という回答をこの前いただいたんですけれども、それは年度年度ごとにはやっぱり違うと思うんですけれども、これからの見込みというのはどういうことになっていきますか。24年の歳入歳出の差引残高の決算の見込み額が幾らぐらいになっていきますかということと、その基金取り崩しとなれば財政の方にも負担かかるかなと私は思っていたんですけれども、それに対して広域化の影響についての再質問を少しやらせていただきたいと思います。

1番目には、奈良県の国民健康保険広域化等支援方針の中で、平成27年4月1日より財政運営の県単位化をめどとしているようになっていくようですけれども、本町においてはどのような取り組みのスケジュールになっていきますかということと、もう一つ、広域化の結果として本町の保険税はどのようなことにこれから変わっていきますか。

○議長（馬場武信君） 松本部長。

○くらし創造部長（松本幹彦君） それでは、植村議員の再質問でございますが、平成24年度の国民健康保険特別会計で、今のところでございますが約3,900万の黒字決算でございます。先ほど申しました基金の積立金が年度末現在で9,300万円余りございます。予算委員会時に1,500万円の収入減ということになっておりますけれども、その1,500万円を

差し引きいたしましても、まだ余裕がございますという解釈でございます。

それから、広域化へのスケジュールでございますが、私が4月に異動してまいりましたときには、市町村国保連合会の職員の中では、平成27年度での広域化については難しいというふうに聞いておりましたが、先日、市町村国保連合会の総会で県の担当課長より27年に向けてやりますという挨拶がございました。それから、広域化の方法につきましても、ことし8月中には方向性を出す。奈良県がやるのか、市町村連合会をつくるのかという方向につきましても、8月中には出すという回答をいただいております。

それから、保険税がどうなるかということでございますが、今のところ具体的な数字は出ていないんですけれども、三宅町の保険税の率は奈良県平均下ぐらいにございます。それから、仮に保険税が上がるという場合につきましては、10%以上上がる場合については激変緩和措置ということで、調整交付金をいただけるというふうに聞いておりますので、その辺ではそんなに大幅にふえることはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） はい、ご苦労さまです。

植村議員、よろしいですか。まだ再質問ありますか。はい、どうぞ。

○2番（植村ケイ子君） これはどうかと思うんですけれども、最後に町長にお聞きしたいんですけれども、この広域化に対してはどのように町長はお考えになっておられますか。

○議長（馬場武信君） はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 広域化につきましては、三宅町といたしましては前向きに検討しているところでございます。

○議長（馬場武信君） もういいですか。

以上で植村ケイ子君の一般質問を終わります。

これで一般質問は全て終わりました。

◎追加議案の上程

○議長（馬場武信君） お諮りいたします。

本日の議事日程に追加議案を上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定いたしました。

追加の議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。局長、どうぞ。

(議案配付)

○議長（馬場武信君） 配付漏れはございませんか。

◎議案第63号及び64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場武信君） それでは、追加日程第1、議案第63号 平成25年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について、追加日程第2、議案第64号 伴堂保育所大規模改修工事請負契約についての2議案を一括上程し、町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本日、追加議案といたしまして提出いたしました案件についてご説明を申し上げます。

議案第63号 平成25年度三宅町水道事業会計第1回補正予算案につきましては、職員の人事異動等による人件費の予算調整で904万8,000円の減額を行い、水道会計における新たな会計システムとして、新公営企業会計制度の導入支援業務委託料として656万3,000円の増額、予備費248万5,000円の増額で予算の調整を図り、収益的支出の予算総額に変わりはありません。このたびの補正予算につきましては、新公営企業会計制度の導入時の協議等に時間を要しましたため追加議案として上程をいたしました。何とぞご審議のほどよろしく願いをいたします。

同じく追加議案といたしまして提出いたしました議案第64号 伴堂保育所大規模改修工事請負契約案については、去る5月23日に一般競争入札を行い、五條市五條1丁目4-19、株式会社キタムラ、代表取締役坂本速人と1億2,023万5,500円で仮契約を締結しており、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を賜るべく議案の提出をいたしております。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ、植村議員。

○2番（植村ケイ子君） これ、入札何社ぐらいあったんですか。

○議長（馬場武信君） 入札件数何件か、町長わかりますか。

どちら、はい、吉井園長。

○幼児園長（吉井五十鈴君） 6社でございます。

○議長（馬場武信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） いいですね。質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第63号 平成25年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について
を採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加日程第2、議案第64号 伴堂保育所大規模改修工事請負契約についてを採決いた
します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（馬場武信君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題について、各委員会の議会閉会中におい
ても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基
づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（馬場武信君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議いたしました。

閉会に当たり志野町長よりあいさつを受けます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に補正予算案2件、条例の制定案並びに改正案合わせて6件、組合の解散並びに設立に関する案4件、専決処分報告1件、工事請負契約案1件、予算繰越明許費繰越計算書の報告3件、同意案1件の合計18件の重要案件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき全議案の可決決定並びにご同意を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、長年地元業者でお世話になっておりました幼稚園のバス運行業務は、昨年度に設置されましたバス運行業務検討委員会の提言を受け、委託方法の見直しを図ってまいりました。その結果、ことし5月に行われた通園バス運行・管理業務の指名競争入札により奈良交通株式会社が落札し、現在順調に業務を開始しております。

また、今議会では伴堂保育所大規模改修工事の請負契約に可決をいただき、昨年の幼稚園耐震補強大規模改修工事に続いて、保育所棟ほかにおいても環境整備を行うことができ、これからの三宅町を担う子供たちの保育・教育がさらに充実するものと考えております。

そして、三宅幼稚園給食調理業務におきましても、昨年度より給食調理業務検討委員会が設置され、委託方法の見直しを図ってまいりました。子供たちに安心・安全でおいしい給食が提供できる業者を選定するために給食審査会を設置し、5月30日にプロポーザル方式により選定が行われました。子供たちの食の安全を保障するためにも、安かろう悪かろうの業者選定にならないよう、審査会の皆さんには何度も集まっていただき、安心・安全、地産池消、アレルギー対応など、さまざまな内容についての審査基準が検討作成され、厳正なる審査が行われました。審査の結果は、ダイショク産業株式会社が選定されましたが、今後は契約締結までに2回の試し炊きを実施し、審査会で内容を厳しくチェックしていくこととなっております。

また、昨年の7月に幼稚園バス運行業務の委託契約方法が違法であると損害賠償請求事件として起訴されて以来、奈良地裁において6回の口頭弁論及び意見陳述が行われてきました。そして、昨日判決が下された結果、原告の請求どおり認定されました。今後

につきましては、判決文が届き次第、顧問弁護士とよく相談いたしまして、決定していきたいと考えております。

議員皆様方には、今後とも三宅町政の発展のために、より一層のご協力をお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（馬場武信君） これをもちまして、平成25年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

どうも長い間ご苦勞さまでございました。

ご苦勞さまで。

（午前11時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員